

## 『第2次瑞浪市人権施策推進指針(後期)』の策定について

### 1. 計画の性格、位置づけ

瑞浪市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を目指して、令和3年3月に、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第2次瑞浪市人権施策推進指針」(以下「第2次指針」という。)を策定しました。

これまで、第2次指針に基づき、様々な人権に関する施策を展開してきましたが、令和7年度をもって5年が経過することから、中間見直しを行い、「第2次瑞浪市人権施策推進指針(後期)」(以下「第2次指針(後期)」という。)を策定します。

### 2. 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

### 3. 策定の手法

#### ①「人権に関する市民意識調査」の実施(令和6年度9月実施)

第2次指針(後期)策定の基礎資料とするため、瑞浪市在住の18歳から90歳未満の男女1,000人を対象に、市民意識調査を実施しました。市民の人権に対する意識や変化を把握することで、人権教育の方向性や人権侵害事案に対する救済等の施策に反映させます。

#### ②第2次指針(後期)を、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止計画とし、「瑞浪市再犯防止計画」として位置づけます。

#### ③第2次指針の事業評価

第2次指針の評価・検証を行い、課題等を捉え、施策に反映させます。

#### ④国、県、瑞浪市の動き、社会情勢等の把握等

国が策定した『人権教育・啓発に関する基本計画』、岐阜県が策定した『岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)』、及び本市の第7次総合計画等との整合性を図りながら策定します。

参考 「第2次指針」策定以降の国・県・瑞浪市の動き

☆国の動き(主なもの)

- 「女性支援新法(通称)」成立(令和4年5月/施行は令和6年)
- 「AV出演被害防止・救済法(通称)」施行(令和4年7月)
- 「こども基本法」成立(令和4年6月/施行は令和5年)
- 「第二次再犯防止推進計画」策定(令和5年3月)
- 「LGBT理解増進法(通称)」施行(令和5年6月)

☆県の動き(主なもの)

- 「岐阜県人権施策推進指針」第四次改定(令和5年3月)
- 「岐阜県犯罪被害者等支援条例」施行(令和3年4月)
- 「第2期岐阜県再犯防止推進計画」策定(令和5年3月)

☆瑞浪市の動き(主なもの)

- 「第7次瑞浪市総合計画」策定(令和6年3月)
- 「第3次みずなみ男女共同参画プラン」策定(令和6年3月)
- 「第3次瑞浪子ども・子育て支援事業計画」(策定予定 計画期間:R7~11年度)

⑤瑞浪市人権施策推進審議会の開催(令和6年度~令和7年度 4回程度)

学識経験者、人権問題に関し識見を有する者、公募委員等、15人以内の委員で構成する「瑞浪市人権施策推進審議会」を開催し、「第2次指針」の進捗状況、評価についてご審議いただき、今後必要な取組を施策に盛り込みます。

⑥パブリックコメントの実施(令和7年度)

市民の意見を広く募集し、市民意見の把握と反映に努めます。

#### 4. 策定スケジュール

令和6年度から令和7年度の2ヶ年をかけて、第2次指針(後期)を策定します。

<令和6年度>

- 「人権に関する市民意識調査」の実施 ……令和6年9月実施
- 第2次指針の評価とりまとめ
- 審議会:委嘱、諮問、市民意識調査の考察(令和7年3月21日開催)

<令和7年度>

- 審議会:第2次指針の評価の考察
- 第2次指針(後期)【案】の策定作業
- 審議会:第2次指針(後期)【案】の審議
- パブリックコメントの実施(10~12月頃)
- 審議会:パブリックコメント結果の報告、答申(案)の審議
- 答申
- 第2次指針(後期)確定(令和8年3月)